

新型コロナウイルス対応について(第8報_改) 対応変更一覧

*2020年6月1日改定 下記に記載なき項目(部門内ルール等)は個別判断する。

項目	実施内容	
健康管理・感染予防	常に手洗いを確実にし、入室時の手指のアルコール消毒を確実にし、行う。	
	毎朝の検温を実施し、所定の記録表に記載する。(部門長は毎日確認する) 体温には個人差があるので、体調と合わせて判断をする。微熱だけで判断しない。	
	・体温に関わらず、体調不良(せき、息苦しさ、強いだるさ、発熱、味覚嗅覚異常、咽頭通など症状がある場合)の場合には会社に連絡し出社はしない。かかりつけ医など医療機関への受診の前には事前に電話し、指示に従う。 連絡を受けた拠点長・部署長は総務に連絡する。	
	・子どもの学校や家族の体調不良により、勤務に支障が出そうな場合は、その旨を拠点長・部署長を通じて人事まで報告。	
	本人及び家族の発熱時の連絡体制を整備する。 営業本部・管理本部と各拠点間での毎朝のTV電話による状況確認。	
職場環境	マスク着用 ・勤務時間中は原則マスク着用義務。ただし、人と十分な距離(2m以上)があるとき、飛沫感染防止対策(壁やかた)等がとられているときは、マスクは外してよい。	
	室内換気 2時間ごとの室内換気を行い、実施記録を確認する。	
	消毒と記録 階段の手すり、ドアノブ、蛇口など人が触れる箇所のアルコール消毒を2時間ごとにチェックリストを活用して行い、記録表に記録。	
	フィジカルディスタンス 事務室・会議室等の机・着座間隔を2メートル以上離すか、濃厚接触防止対策を実施する。 会議や昼食時も含め、社員同士の会話も2メートル離れて話す。離れて座る。	
業務対策(外出・移動制限・会議運営・行事・イベント・来客・訪問ルール)	県外来訪者 北海道・東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県との不要不急の往来は自粛。対象地域からの来社・面談・接触は極力控えるが、場所や条件(人数規模、3密回避、十分な換気、消毒、マスク着用等の感染防止対策の有無や感染リスク評価に照らして)と、社会状況を見ながら段階的に緩和していく。個別判断する。	
	外出・出勤全般	不特定多数の濃厚接触可能性ある外部施設や用具の利用自粛(カラオケ・スポーツジム・パチンコ店等)
		集合行事・会議は、縮小・中止・延期の措置を講じるか、WEB会議やリモートワークで実施。
		拠点朝礼の時間短縮と分散実施。 残業ゼロや「早上がり」、特別休暇や臨時休業など、不要な社内滞在を回避。 営業等の理由で得意先に行く場合、事前に訪問先へ訪問確認をする。
	社内会議 TV会議、WEB会議(Teams)等活用と、開催頻度や参加者の削減、開催時の3密回避、会議時間短縮を行う。	
	業者会・外部団体	・ステップ①(6/1~6/18) 地元及び中国5県内で開催される業者会・外部団体の会合への出席を認める。参加者が限定される懇親会・会食への出席も認める。ただし、3密を避けた配置、十分な換気、個別配膳などの対策や、「新しい生活様式」に配慮したものであることを確認し出席すること。出席者・来場者が不特定多数の会合やイベント及び上記の対策がない会合・会食は、人数規模によらず懇親会も含め参加自粛を継続する。
		・ステップ②(6/19~7/9) 状況を見ながら判断する。第2波発生など感染リスクが高い地域もあるので、慎重に行動する。
	県外出張 県外移動	・ステップ①(6/1~6/18) 中国5県への移動は許可する。北海道・東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県及び海外へは引き続き移動自粛。また、第2波が発生している地域への移動は控える。
		・ステップ②(6/19~7/9) 状況を見ながら判断する。
	出張・帰省 県外から移動	・ステップ①(6/1~6/18) 北海道・東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県との不要不急の往来は自粛。中国5県以外から移動来県した社員は、来県した日からの健康記録及び外出場所・接触者との記録を会社に提出する(14日間目安)。
・ステップ②(6/19~7/9) 状況を見ながら判断する。第2波の発生など感染リスクが高い地域もあるので、慎重に行動する。		
来客・来訪	外部からの入室者の体温測定は継続し、発熱者・体調不良者は入室をお断りする。	
	来客者全員の氏名と検温記録を保存する。	
	関連企業・グループ企業社員や自社他拠点者も含め、来訪者は手指アルコール消毒と検温を実施。来訪記録つける。	
	メーカーの拠点訪問：条件付き許可 ・マスク着用 ・試食会は1日1社、参加者は3密を避け1回10名まで。 ・メーカーから紹介商品情報を事前入手。地域営業本部→営業推進本部に回付。	
拠点間移動	・ステップ①(6/1~6/18) 拠点間・事業所間の移動自粛を緩和する。ただし、通常会議等はWEB会議で実施し、物流業務やどうしても対面が必要な打ち合わせ、業務責任者のやむを得ない事情等を除く。拠点移動しての業務は上長へ報告する。	
	・ステップ②(6/19~7/9) 状況を見ながら判断する。	